

土地利用関係制度における国、都道府県、市町村の役割分担例

未定稿

	農振法、農地法	都市計画法	森林法 注4
国	○農用地等の確保等に関する基本指針 ①確保すべき農用地等の面積の目標 ②都道府県における面積目標設定の基準 ③農業振興地域の指定の基準 等		○全国森林計画 ①全国の森林の整備及び保全の目標 ②伐採、造林、間伐、保安施設等の計画量 ③公益的機能別施業森林の整備の方針等 ○森林計画区の決定 ○保安林の指定 注5 (重要流域内の水源涵養及び土砂流出・崩落防備のためのものに限る)
	○農地転用の許可(4ha超)		
都道府県	○農業振興地域整備基本方針 〔以下①②は大臣同意 注1〕 ①確保すべき農用地等の面積の目標 ②農業振興地域等の位置及び規模 ③農業振興地域における基本的事項 等	○都市計画区域の指定〔大臣同意〕 ○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン) 〔以下①②は大臣同意 注3〕 ①区域区分の決定の有無及び方針 ②主要な都市計画の決定の方針 等	○地域森林計画 注6 〔大臣協議(以下①②は大臣同意)〕 ①森林計画区別の森林の整備及び保全の目標 ②伐採、造林、間伐、保安林整備の指針 ③公益的機能別施業森林の区域の指針 等
	○農業振興地域の指定	○区域区分〔大臣同意〕	○保安林の指定(上記以外) 〔一定規模以上の指定の解除等は大臣同意〕
	○農地転用の許可(4ha以下) 〔2ha超4ha以下は大臣協議 注2〕	○開発許可	○林地開発許可
市町村	○農業振興地域整備計画 〔以下①は知事同意〕 ①農用地利用計画(農用地区域の設定、変更) 等 ②農業生産基盤の整備及び開発	○市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン) ○区域区分<指定都市>〔大臣同意〕 ○地域地区(用途地域等) 〔用途地域等は知事協議(町村は同意)〕	○市町村森林整備計画 〔以下全て知事協議〕 ①伐採、造林、間伐等の標準的な方法 ②公益的機能別施業森林区域の設定 等 ○森林経営計画の認定 注7 ○伐採及び伐採後の造林の届出
		○開発許可<指定都市、中核市、特例市>	

※農地転用の許可(農地法)、開発許可(都計法)、林地開発許可(森林法)等については、事務処理特例条例を活用し、都道府県から権限が移譲されている市町村がある
※地域整備法(農工法、リゾート法、多極分散法、地方拠点法)に基づく農地転用の許可権限については、都道府県知事(4ha超を含む)

- 注1 農業振興地域整備基本方針のうち、確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項(第1号)、農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項(第2号)に係るものについては、大臣同意が必要
- 注2 2ha超4ha以下の農地転用については、法定受託事務(大臣協議が必要)、2ha以下の農地転用については、自治事務
- 注3 第4次一括法において、指定都市区域内の都市計画区域マスタープランの決定に係る権限を指定都市に移譲
- 注4 森林法は、森林に関する基本的な事項を定めるものであり、表中には森林施業等に係るものも含めて記載。また、国有林の管理については国が実施することから、民有林の管理に係る役割分担を記載
- 注5 平成11年地方分権一括法により、国の権限の一部が都道府県に権限移譲され、現在は以下の状況
- 重要流域(2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するもの)内における水源涵養及び土砂流出・崩壊の防備のための保安林(第1号～第3号)に係る指定については、国が実施
 - 重要流域外における水源涵養及び土砂流出・崩壊の防備のための保安林(第1号～第3号)に係る指定については、法定受託事務(一定規模以上の指定解除は大臣同意が必要)
 - 全流域における上記以外の保安林に係る指定については、自治事務(治山事業に係るものは大臣同意が必要)
- 注6 地域森林計画に掲げる事項のうち、森林の整備及び保全のために必要な事項(第3項)については、大臣届出が必要
- 注7 数市町村にわたる場合、一の都道府県内のときは都道府県知事、それ以外のときは農林水産大臣が認定

【参考】根拠規定

(農振法、農地法)

- 農用地等の確保等に関する基本指針…農振法第3条の2
- 農地転用の許可…農地法第4条、第5条〔大臣協議は附則第2項〕
- 農業振興地域整備基本方針…農振法第4条〔大臣同意は第4条第5項〕
- 農業振興地域の指定…農振法第6条
- 農業振興地域整備計画…農振法第8条〔知事同意は第8条第4項〕

(都市計画法)

- 都市計画区域の指定…都計法第5条〔大臣同意は第5条第3項〕
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)…都計法第6条の2〔大臣同意は第18条第3項〕
- 区域区分…都計法第7条〔大臣同意は第18条第3項〕
- 開発許可…都計法第29条
- 市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)…都計法第18条の2
- 地域地区(用途地域等)…都計法第8条〔知事協議(町村は同意)は第19条第3項〕

(森林法)

- 全国森林計画…森林法第4条
- 森林計画区の決定…森林法第7条
- 保安林の指定…森林法第25条、第25条の2〔大臣同意は第26条の2〕
- 林地開発許可…森林法第10条の2
- 地域森林計画…森林法第5条〔大臣協議(大臣同意)は第6条第5項、大臣届出は第6条第6項〕
- 市町村森林整備計画…森林法第10条の5〔知事協議は第10条の5第9項〕
- 森林経営計画の認定…森林法第11条〔数市町村にわたる場合は第19条〕
- 伐採及び伐採後の造林の届出の受理、計画の変更命令・無届伐採の中止命令等…森林法第10条の8、第10条の9

農地・農振制度における地方分権改革

未定稿

- 2ha超4ha以下の農地転用許可事務を国から都道府県に移譲(当分の間、農林水産大臣に協議) <平成10年:改正農地法施行>
- 農振制度に関する都道府県の事務を「機関委任事務」から「自治事務」へ <平成12年:地方分権一括法(農振法)施行>
- 2ha以下の農地転用許可事務を「法定受託事務」から「自治事務」へ <平成13年:改正農地法施行>
- 農振制度に係る大臣協議を一部廃止 <平成23年:第一次一括法(農振法)施行>

	第一次分権改革前(平成10年以前)	第一次分権改革(平成12年以降)
国	・2ha超の農地転用許可	・4ha超の農地転用許可
都道府県	・2ha以下の農地転用許可(機関委任事務) ※都道府県農業会議へ意見聴取	・農用地等の確保等に関する基本指針
	・地域整備法(農工法等)に基づく農地転用許可(機関委任事務) ※都道府県農業会議へ意見聴取	・2ha以下の農地転用許可(H12:法定受託事務⇒H13:自治事務) ※都道府県農業会議へ意見聴取
市町村	・農業振興地域整備基本方針(機関委任事務:大臣承認)	・2ha超4ha以下の農地転用許可(法定受託事務:大臣協議) ※都道府県農業会議へ意見聴取
	・農業振興地域整備計画(団体事務:知事認可)	・地域整備法(農工法等)に基づく農地転用許可(2ha超は法定受託事務) ※都道府県農業会議へ意見聴取
		・農業振興地域整備基本方針 ※H23:一部は大臣協議廃止(自治事務:大臣協議※(一部同意))
		(事務処理特例条例により)
		・4ha以下の農地転用許可 ※都道府県農業会議へ意見聴取
		・農業振興地域整備計画 ※H23:一部は知事協議廃止(自治事務:知事協議※(一部同意))

【平成10年】
2ha超4ha以下の農地
転用許可権限を移譲

都市計画制度における地方分権改革

未定稿

- 都市計画の決定に関する事務を「機関委任事務」から「自治事務」へ (第一次分権改革)
- 都道府県・市町村の都市計画の決定に対する国・都道府県の「認可」が「協議」「同意」へ (第一次分権改革)
- 指定都市に都道府県並みの権限を移譲 (第一次及び第二次分権改革)
- 広域にわたるものを除き、市町村に都道府県の権限の多くを移譲 (第一次及び第二次分権改革)

	第一次分権改革前	第一次分権改革 (平成12年)	第二次分権改革 (現在)
国	・都道府県の都市計画の認可	・都道府県の都市計画の協議・同意	・都道府県の都市計画の協議・同意
都道府県	・市町村の都市計画の認可	・市町村の都市計画の協議・同意	・市町村の都市計画の協議・同意
	・都市計画区域指定	・都市計画区域指定	・都市計画区域指定
	・区域区分	・区域区分	・区域区分
	・用途地域 三大都市圏・県庁所在市・25万人以上の市等の用途地域	・用途地域 三大都市圏の用途地域	・用途地域 三大都市圏以外の用途地域
・都市施設 (例)4ha以上の公園	・都市施設 (例)10ha以上の公園	・都市施設 (例)国・都道府県が設置する10ha以上の公園 ※指定都市は国設置のものを除く	
・市街地開発事業 (例)20ha超の土地区画整理事業	・市街地開発事業 (例)50ha超の土地区画整理事業	・市街地開発事業 (例)国・都道府県施行の50ha超の土地区画整理事業	
市町村	・用途地域 三大都市圏・県庁所在市・25万人以上の市等以外の用途地域	・用途地域 三大都市圏以外の用途地域	・全ての用途地域
	・都市施設 (例)4ha未満の公園	・都市施設 (例)10ha未満の公園	・都市施設 (例)国・都道府県が設置する10ha以上のものを除く全ての公園
	・市街地開発事業 (例)20ha以下の土地区画整理事業	・市街地開発事業 (例)50ha以下の土地区画整理事業	・市街地開発事業 (例)国・都道府県施行の50ha超のものを除く全ての土地区画整理事業

森林計画制度における地方分権改革

未定稿

- 森林整備市町村の指定制度(都道府県が指定した市町村のみで市町村森林整備計画を作成)を廃止し、地域森林計画の対象民有林の有する全ての市町村で市町村森林整備計画を定めることとなった <平成10年:改正森林法施行>
- 地域森林計画、市町村森林整備計画、保安林の指定などに関する事務を「機関委任事務」から「自治事務」とするとともに、保安林の指定に係る事務を国から都道府県へ一部権限移譲 <平成12年:地方分権一括法(森林法)施行>

	第一次分権改革前(平成10年以前)	第一次分権改革(平成12年以降)
国	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林の指定(水源涵養及び土砂流出・崩壊の防備のためのもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林の指定(重要流域内における水源涵養及び土砂流出・崩壊の防備のためのもの)
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域森林計画(機関委任事務) ・保安林の指定(上記以外)(機関委任事務) ・林地開発許可(機関委任事務) ・森林施業計画の認定等(機関委任事務) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域森林計画(自治事務:大臣協議※) ※H25:大臣協議の一部を届出に変更 ※森林の整備及び保全の目標等は大臣同意 ・保安林の指定(上記以外) <ul style="list-style-type: none"> －水源涵養及び土砂流出・崩壊の防備のためのもの(法定受託事務:一定規模以上の指定の解除は大臣同意) －その他の保安林(自治事務:治山事業施行地での指定の解除は大臣同意) ・林地開発許可(自治事務)
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村森林整備計画(団体事務:知事承認) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村森林整備計画(自治事務:知事協議) <p>※平成10年の森林法改正により、市町村の役割強化(森林施業計画(現在の森林経営計画)の認定等に関する権限の移譲)</p>

【平成12年】重要流域内等以外の保安林の指定権限を移譲